

(別紙 2)

審査の結果の要旨

氏名 北崎 勇帆

本論文は、「命令を表さない命令形」の諸用法の派生・展開を、奈良時代から現代に至るまでの広範な文献資料から用例を収集し、実証的・理論的に考察したものである。

第1章では、典型的「命令」が成立する話し手・聞き手・事態の条件を規定し、そこからの逸脱のあり方により諸用法を位置づける、論文全体を貫く分析の枠組みを提示する。

第2章では、逆接仮定条件表現を構成する「であれ」「にせよ(しろ)」類について、平安時代に成立した「(に)もあれ」を起点とし、形式・用法を変化させていった過程の詳細を明らかにした。第3章では、平安時代の漢文訓読資料における「であれ」類を、平仮名文学作品と比較し、文法変化の遅速や方向性にも文体差がありうることを示した。第4章では、已然形由来とされてきた「とはいえ」を、関連する表現の史的変遷を詳細に分析し、命令形の逆接仮定条件の系列と解すべきことを主張した。第5章では、近世前期から見られる「遅かれ早かれ」類について豊富な実例を収集した上で、成立の機構を論じた。

第6章では、順接仮定条件表現「～てみろ、～」類について成立経緯を明らかにし、近世中期に後件の主体が話し手以外の例、近世後期に前件の主体が話し手・三人称の例、前件の事態が非意志的な例と、典型的命令から逸脱する用法が発達していくことを示した。

第7章では、その他の命令を表さない用法の成立・変遷を丹念に記述した。

第8章では、近世頃を境として無意志動詞や形容詞補助活用・否定助動詞などで命令形が衰退することを指摘し、命令形が用法を縮小して、希求を表さなくなることを示した。

第9章では、本論文で扱う現象が、意味変化の一般的傾向に反することについて、これが「対者性」の喪失と、「対聞き手性」の喪失という二つの層からなることを主張し、一般的な傾向とされる「間主観化」の機構についても見直しを迫った。第10章では、条件形式的に用いられる派生において、文末から文内部へという統語変化と、順接にも逆接にも用いられるという点を取り上げる。命令形の機能が、文内部において一部抑制されると説明し、意味変化の一般的傾向に反する変化は、このタイプの統語変化に集中することを指摘した。第11章では、鎌倉時代に「意志動詞+むとも」として出発した「(よ)うと」類が、無意志動詞や形容詞と共起したり、動作主が一致しない用法も発達させることを詳細に記述し、この変化も、文末から文内部へという統語変化に伴うものであることを述べた。

本論文は、あらゆる時代・分野の膨大な日本語史資料に果敢に取り組み、従来の知見を刷新した。同時に、言語変化一般の問題へと展開する、理論性も十分に備えたものである。平安時代の訓点資料・室町時代の抄物の取り扱いにはなお研鑽を要するが、審査委員会は本論文が博士(文学)の学位授与にふさわしいとの結論に達した。